

南砺市ビジネスマッチング等販路拡大支援事業補助金

申請要領

1. 事業の目的

新規事業の創出や販路拡大等に資することを目的として自社製品や技術を商談会等に出展する市内の中小企業者に対し、出展に係る経費の補助を行う。

2. 補助対象者

次の項目のいずれかに該当する者（※市税を滞納していない者に限る）。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 南砺市商工会
- (3) 南砺市観光協会
- (4) 上記(1)～(3)に掲げるもののほか、市長が認めるもの

3. 補助対象事業

新規事業の創出や販路拡大等を目的として、市外で開催されるビジネスマッチング、見本市、物産展、展示会、商談会、経済交流等（以下「見本市等」という。）に出展する事業。なお対象となる見本市等は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体並びに金融機関、商工会（商工会議所）及び観光協会が主催、後援、協賛等をする見本市等
- (2) 広告、ホームページ等で広く一般に公開されている出展小間数が100以上の見本市等
- (3) 上記(1)・(2)に掲げるもののほか、市長が認める見本市等

4. 補助金額

補助率	補助金の上限
補助対象経費の1/2以内 (※100円未満切り捨て)	一事業者につき、同一年度内において5万円

5. 補助対象経費

見本市等への出展に係る経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 会場費（主催者が定めた参加負担金、出展料等）
- (2) 上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

※補助対象事業への参加について国、地方公共団体その他これらに準ずると市長が認める公的機関から補助金等の交付を受ける場合は、上記に係る経費の合計額から当該補助金の額を差し引いた額を補助対象経費とする。

6. 補助金の申請

予算には限りがありますので、申請を予定している場合は事前に商工企業立地課にご相談ください。

(事前相談受付期間：4月1日～12月28日)

見本市等への出展後、補助金交付申請書(様式第1号)に下記の書類を添えて、南砺市商工企業立地課まで提出してください。

【添付書類】

- (1) 事業概要書(申請書様式2ページ目)
- (2) 出展する見本市等の概要がわかる書類(開催要項等)
- (3) 直近の市税完納証明書
- (4) 経費の支払を証する書類の写し
- (5) 出展状況の分かる写真
- (6) 上記(1)～(5)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

7. 補助金の交付決定から交付まで

提出された申請書類の内容を審査し、適正と認められる場合は、補助金の交付及び補助金額を決定し、申請者に対して書面で通知します。通知を受けた申請者からの補助金交付請求書(様式第3号)による請求に基づき、補助金を交付します。

8. 注意事項

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認められる場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- (2) 本補助金の交付にあたっては、本申請要領のほか、「南砺市補助金等交付規則」及び「南砺市ビジネスマッチング等販路拡大支援事業補助金交付要綱」の規定が適用されます。

★様式のダウンロードはこちらから

南砺市ホームページ (<http://www.city.nanto.toyama.jp>)

サイト内検索 「ビジネスマッチング等販路拡大支援事業補助金」

(問い合わせ先・申請書等の提出先)

南砺市ブランド戦略部商工企業立地課

〒939-1892 南砺市城端1046 南砺市役所城端庁舎

TEL 0763-23-2018